

令和5年9月8日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和5年9月8日（金）午後2時 田辺市役所第2別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者18名

1番 山崎 清弘 2番 田中 輝勇 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 谷本 喜久 8番 谷口 浩司
9番 坂本 隆英 10番 瀧川 裕司 11番 岡 潔 12番 玉置 伸
14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之 17番 長嶺 博司
18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者 13番 上森 力

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 4番 中嶋 正行 9番 坂本 隆英

議長 皆さんこんにちは、朝晩大変涼しくなってきましたんですけども、日中は30度を超えるような、まだまだ暑い日が続いて農作業も大変であると思います。そろそろ夏の疲れも出てくる頃でありますので、皆様方、体調管理には十分注意をしていただきたいと思います。さて、今年の干し梅の単価、価格が決定されたようですけども、去年の在庫がはけていない、そういうことで昨年よりも、少し低い状態に置かれております。A、B、Cなんかは500円程度安くなったんですけども、マダニ、キドなど品質の悪いものはかなり安くなりました。たとえばガイに至っては、去年は税別で4,500円だったのが、今年は3,000円ということで、ただ、現実に売買するのは、2,000円とも2,500円とも聞いておりますので、かなり低い状態になっております。また、梅干を加工する大手メーカーですけども、そこから注文受けて毎年貸干しをしている農家があるんですけども、去年は早くからやっておったんですけども、まだ未だに干していません。発注もないためだと思うんですけども、そういうことで、大手メーカーの倉庫の中は去年の梅干しの樽が満杯で、新たに干しても置くところがないというような噂も聞いております。このような状態から、少しでも早く脱却できることを祈るばかりでございます。それでは、農用地利用集積計画の合意解約の報告について、事務局から説明をお願いします。

農振課 山崎 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、969㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和5年8月31日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,146㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和5年8月3日です。以上、合意解約の報告です。

議長 はい、ありがとうございます。只今の合意解約について、ご意見ご質問ございませんか。

（なしの声）

議長 ないようですので、ご報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、

農振課 山崎

事務局から説明をお願いします。

田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、5, 290㎡、他15筆、合計27, 452㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年10月1日から令和25年9月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、890㎡、他1筆、合計1, 339㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 185㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10, 000円、口座払い、期間は令和5年10月1日から令和25年9月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、459㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年10月1日から令和35年9月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 093㎡の内400㎡、他1筆、合計976㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 056㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、968㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柑橘苗木、期間は令和5年10月1日から令和25年9月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 461㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5, 000円、口座払い、期間は令和5年10月1日から令和6年9月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、325㎡、他5筆、合計7, 220㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日の更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、7, 955㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 887㎡、他1筆、合計8, 054㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日の更新です。合計11件、34筆、58, 125㎡、貸し手11名、借り手2名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番の件につきましては、親子関係の貸し借りでありまして、異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番につきましては、借り手が地域の中核的な方なので異議ございません。3番も中核的な方なので異議ございません。4番につ

きましては、地域でこれから始めていくという若手の方で、熱心にやっている方です。異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番、6番について、高齢で耕作できないところを作るといことで、異議ありません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番、10番、11番、更新なので異議ございません。

議 長 はい、以上11件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法等に係る議案は終了いたしました。山崎君、ありがとうございました。

(農振課 山崎退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、13番の上森力委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、4番中嶋正行委員さん、9番坂本隆英委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は267㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,069㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は165㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は155㎡、他1筆、合計346㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は479㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は484㎡、他5筆、合計1,546㎡、譲渡人は〇〇〇、〇

		〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上6件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。5番、6番異議ございません。
議	長	はい、議案第1号農地法第3条申請6件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は55㎡、他4筆、合計355.91㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場、355.91㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は平成29年6月6日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地の一つである為、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第6項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査を9月6日、水曜日に〇〇委員さん、岡内事務局長、松平係長と私の4人で行いました。私の方からは4条1件、5条3件、形状変更2件を報告させていただきます。1番の案件ですが、申請場所は、〇〇〇〇より北へ約1.1kmのところで、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側、西側が雑種地、南側は畑、北側は畑と水路となっています。隣接同意はございます。〇〇水利組合の同意もございます。転用理由、選定理由は、申請人は建設業を営んでおり、資材置場用地の確保のため転用するものです。転用内容については、資材置場（コンパネ、鋼管等）を置きます。盛土を20から30cmします。排水等については、雨水は自然浸透ということで、問題ないかと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員の言うとおりです。異議ございません。
議 長	はい、議案第２号農地法第４条申請１件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員	異議なし。
議 長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第３号農地法第５条申請について事務局の説明をお願いします。
松平 係長	４ページをお願いします。議案第３号農地法第５条申請です。１番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は１４㎡、他３筆、合計３５７．８０㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅１棟、９７．５０㎡、駐車場・庭園等、２６０．３０㎡、合計３５７．８０㎡、着工日、工事期間は許可日より１２ヶ月以内、農用地の内外は令和５年６月１９日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地の一つである為、第２種農地です。２番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は４４㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は進入路、４４㎡、着工日、工事期間は許可日より６ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は住宅地、道路に囲まれた小集団の農地であるため第２種農地です。３番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は１９７㎡、他１筆、合計９１７㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場・駐車場、９１７㎡、着工日、工事期間は許可日より６ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地の一つである為、第２種農地です。以上３件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第５条第２項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。１番の案件ですが、申請場所は、〇〇〇〇より東へ約８００ｍのところで、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側は畑で譲渡人の所有地、西側は公衆用道路、南側は田と公衆用道路、北側は公衆用道路となっています。隣接同意はございます。〇〇水利組合の同意もございます。転用理由、選定理由は、貸人は義理の祖母です。借り人である孫夫婦は新居用の土地を探しており、この度、話がまとまり、住宅用地として転用するものです。転用内容については、住宅及び駐車場で、盛土を２７から２９ｃｍします。排水等については、汚水は集落排水管に、雨水は西側道路側溝に放流するとのことで、問題ないかと思っております。２番、申請場所は、〇〇〇〇より北東へ約７００ｍのところで、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側は畑と用悪水路、西側は畑譲渡人の所有地と宅地、南側は市道、北側は宅地となっ

		ています。隣接同意はございます。〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意もございます。転用理由、選定理由は、譲渡人は営農しておらず、農地の縮小を考えており、この度、譲受人が所有する隣接農地への進入路用地として転用するものです。転用内容については、進入路、盛土を60から80cmします。排水等については、雨水は新設道路側溝を経由し、南側用悪水路へ放流するとのことで、問題ないかと思います。3番、申請場所は、〇〇〇〇より北へ約800mのところで、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側は水路と公衆用道路、西側は山林、南側は畑と里道、北側は水路と公衆用道路となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。転用理由、選定理由は、譲渡人は高齢の為、農地の管理が困難となっていたところ、この度、建設業を営む譲受人との話がまとまり、社員用駐車場及び建設用資材置場用地として転用するものです。転用内容については、資材置場（足場、型枠）を置き、社員用駐車場5台分を整備します。切土盛土はありません。排水等については、雨水は自然浸透ということで、問題ないかと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査の委員さんの報告のとおりです。異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、議案第3号農地法第5条申請3件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	5ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は542㎡、他1筆、合計545.30㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、令和3年に相続により取得しましたが、昭和50年頃から耕作されておらず、現在に至っています。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は1,243㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、平成16年に相続により取得しましたが、昭和60年頃から耕作されておらず、現在に至っています。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が宅地、面積は581㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、昭和42年に前所有者が木造長屋（2棟）を建築し、その後、63年にも2階建てアパートが建築され、現在に至っています。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、面積は469㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、平成24年に相続により取得しまし

		たが、昭和40年頃から耕作されておらず、現在に至っています。以上4件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。2条申請について説明させていただきます。1番の申請場所は、〇〇〇〇より南東へ約300m、〇〇〇〇の近くで、現況は雑種地となっています。隣接状況及び周囲への影響については、東側は雑種地と里道と水路、西側も雑種地、南側は宅地、北側は鉄道用地となっております。非農地となった経緯については、申請地は、令和3年に相続により取得しましたが、昭和50年頃から耕作されておらず、現在に至っていますということです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、何ら問題はないと思われます。2番は1番の隣です。申請場所は、〇〇〇〇より南東へ約400mで、現況は雑種地となっています。隣接状況及び周囲への影響については、東側は畑と雑種地と里道、西側は雑種地と里道と水路、南側は宅地と県道、北側は鉄道用地となっております。非農地となった経緯については、申請地は、平成16年に相続により取得しましたが、昭和60年頃から耕作されておらず、現在に至っていますということです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、何ら問題はないと思われます。3番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約300m、〇〇〇〇さんの裏手で、現況は宅地となっています。隣接状況及び周囲への影響については、東側、西側、南側は宅地、北側は宅地と里道となっております。非農地となった経緯については、申請地は、昭和42年に前所有者が木造長屋（2棟）を建築し、その後、63年にも2階建てアパートが建築され現在に至っていますということです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、何ら問題はないと思われます。4番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約800mで、現況は山林となっています。隣接状況及び周囲への影響については、東側は畑申請者所有地、西側は山林と墓地、南側は畑と里道、北側は水路と公衆用道路となっております。非農地となった経緯については、申請地は、平成24年に相続により取得しましたが、昭和40年頃から耕作されておらず、現在に至っていますということです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、何ら問題はないと思われます。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番、2番、3番について、現地調査の代表委員が説明されたとおりです。異議ございません。
議	長	はい、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願4件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地の形状変更願について、事務局の説明をお願いします。

松平	係長	7 ページをお願いします。議案第 5 号農地の形状変更願です。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 8 0 4 m ² 、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土してみかん畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より 3 ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は 8 0 7 m ² 、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より 1 2 ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上 2 件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1 番の案件について、申請場所は、〇〇〇〇より東へ約 8 0 0 m で、現況は畑となっています。隣接状況及び周辺への影響については、東側は畑、西側も畑、南側も畑、北側は宅地と県道となっております。隣接同意はございます。〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意ももらっております。形状変更の理由については、盛土してみかん畑に変更したいということです。形状変更の内容は盛土 8 0 c m、排水等については、雨水は自然浸透とするとのことで、問題はないかと思います。2 番、申請場所は、〇〇〇〇より東へ約 3 0 0 m で、現況は田となっています。隣接状況及び周辺への影響については、東側は田と里道、西側は田、南側は畑、北側は県道となっております。隣接同意はございます。〇〇水利組合の同意ももらっております。形状変更の理由については、湿田の為、盛土して梅畑に変更したいということです。形状変更の内容は盛土 1 m、排水等については、雨水は自然浸透とするとのことで、問題はないかと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、2 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査の代表委員の説明のとおりで異議ございません。
議	長	はい、議案 4 号農地の形状変更願 2 件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第 6 号農地等売渡あっせん申出について、事務局から説明をお願いします。
松平	係長	8 ページをお願いします。議案第 6 号農地等売渡あっせん申出です。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 3, 2 5 1 m ² 、他 3 筆、合計 8, 3 7 5 m ² 、作物は梅、1 0 アール当たりの収穫量と希望価格は 8 1 9 - 5 が 1, 0 0 0 kg、1 0 0 万円、8 2 1 - 1 4 4 が 1, 5 0 0 kg、2 0 0 万円、1 2 5 3 - 2 と 1 2 5 3 - 3 が 1, 0 0 0 kg、合わせて 3 0 万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 5, 1 8 0 m ² 、作物は梅、1 0 アール当たりの収穫量は 1, 0 0 0 kg、希望価格は 5 0 万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3 番、土地の所在は〇〇〇字〇

〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2, 6 6 3 m²、他6筆、合計14, 3 5 3 m²、作物と10アール当たりの収穫量は2 1 8 3と2 1 8 3－1と2 1 8 6－2が梅、2 0 0 0 kg、2 1 8 5と2 1 8 6と2 1 9 1－2がみかん、2 0 0 0 kg、2 1 9 1－1は耕作は行っておりませんが管理はされております。希望価格は全体で5 0 0万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上3件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の件ですけれども、〇〇さんは高齢で、今年も収穫できなくて、近所の若い人に拾ってもらった状態です。後継者がいないので誰か買っていただければということです。2番については、〇〇さんも高齢で後継者がごさいません。誰か買って欲しくないかということです。以上です。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番の案件ですけれども、〇〇さんはご高齢で管理ができなくなってきたということです。場所は〇〇〇〇より南へ2 0 0 mほど入ったところなんですけれども、園地は北向きでなだらかな土地なので、大変作りやすそうな園地です。園内道もちゃんとあり、スプリンクラーもあるということです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは議案第6号農地等売渡あっせん申出3件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 ないようですのであっせんすることに致します。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは1番、2番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの3名をお願いします。3番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの3名をお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方大変ご苦勞ですが、よろしくお願いします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2, 7 5 9 m²、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和5年8月2 0日、価格は2 0 0万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは1番のあっせんの顚末についてお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8月2 0日に〇〇〇〇さん宅に訪問させていただいて、〇〇さんとの売買が成立いたしました。ある程度隣接している方ということで、〇〇さんの畑が近くにあるんで、敷いているモノラックを、途中から〇〇さんの方に敷きなおすということで成立しました。以上報告いたし

ます。

議 長 只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。
続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、
事務局の説明をお願いします。

松平 係長 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目
は登記簿、現況共に畑、面積は165㎡、賃貸人は〇〇〇、(亡)〇〇〇〇、
相続人、〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、(亡)〇〇〇〇、相続人代表、
〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和5年8月1日です。
以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でご
ざいます。8月の県の農業会議に提出致しました5条申請4件が無事答申
されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了
しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から
報告があればお願いします。

松平 係長 農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会について説明
議 長 只今の説明についてご質問ございませんか。なければ本日はこれで閉会い
たします。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後3時終了